

## 平安京・京都の都市法と公共領域 (二)

高 谷 知 佳

### 第二章 鎌倉・南北朝期の新制と都市法

#### 第一節 鎌倉期における新制の継承と変化

##### (1) 建久新制

本章では、鎌倉期から南北朝期の新制と都市法を通して、中世京都の公共機能について検討する。

中世における新制は、その発布自体が徳政としての意味をもち、また多様な徳政・攘災の政策が含まれていた。その中には京都の公共機能に関する法、つまり都市が「多様性と開放性を前提とした場」<sup>(60)</sup>であることから必然的に生じる共通の利害についての法があった。

十世紀の都市法には、①京都における治安維持の法、②獄の規律、③道路環境の清掃・保全と困窮者保護、④殺生禁断などの内容があった。平安期の新制では、都市法として新たに⑤不安定な居住の規制と掌握の法が定められた。鎌倉期の新制には、これらの①から⑤の内容が繰り返し現れる。

また鎌倉期の新制には、京都に関連して、過差禁令や、朝廷の公事の遂行や各官司の警護などの法があり、これらは厳密には都市の公共機能に関する法ではないが、都市民の視線を前提として權威や規範を示すという点が重要であり、首都という場における法として検討に含めたい。また治安維持の法を中心に、京都に対するものと限定されていない場合があるが、検非違使に取締りを命じている場合は検討に含める。

保元・治承の新制のうち、治承四年の福原遷都・還都を経て、平氏政権は新制に向けた諮問を行ったが、都落ちにより潰えた。代わって寿永二年（一一八三）に踐祚した後鳥羽天皇のもとで、元暦への代始改元と新制発布が行われ、文治三年（一一八七）にも新制七か条が発せられたが、全文は残っていない<sup>(61)</sup>。

後鳥羽天皇の成人を機とする建久新制は、保元と同じく国家統治の法と朝廷の内部規律の二度に分かれて発せられ、都市法は後者の建久二年三月二十九日令（一一九二、以下建久Ⅱ令）の二六ヶ条に含まれる。以下では、新制の条文番号は『中世法制史料集』六巻のものを用いる<sup>(62)</sup>。

建久Ⅱ令の二六ヶ条のうち、京都という場におけるものとしては、朝廷の年中行事や祭祀における過差禁令（六一・七〇条）、朝廷の各所の警護や車馬雑畜の進入を禁じるもの（七一・七二・八六条）があり、また私出挙の利息制限（八三條）は京都に対するものと明示はしていないが、検非違使庁に取締りを命じている。

都市の公共機能をめぐる法は七三・八二条に並んでおり、先行研究において特に注目されてきたのが、⑤流動的な住民の把握と規制についての「可令在家家主申寄宿輩事」（七九条）であり、五味文彦氏は保元新制以来、保検非違使が家主を通して寄宿人を把握することを定め、保や在家が行政・裁判の重要な単位となったと評価されている<sup>(63)</sup>。これに対し大村拓生氏は、屋地の紛失状証判のあり方の研究から、保検非違使が住民を十分に掌握することはできなかったと指摘する<sup>(64)</sup>。本稿では、治安維持などを含めたさまざまな法において、在家に対するものが増えたことに注目すべきと考える。

①治安維持のための役賦課として、「一、可催勤京中諸保夜行事」（七三条）で、十一世紀半以降に京中の保に課せ

られていた夜行役を厳密に命じており、具体的な内容は「凡厥不答犯夜誰何之間、宜留深更自由之行」つまり深夜に通る者を誰何することであった。

また治安を乱す騷擾の禁止として、「可停止隣里雜人群飲射的事」(七八条)がある。第一章で述べたように、九世紀以来、都市の遊興と騷擾を禁ずる法は繰り返し発せられており、貞観八年正月二十三日の官符「禁制諸司諸院諸家人々焼尾荒鎮又責人求飲及臨時群飲事」では同じく「群飲」という文言があるが、ここでは住民に饗応を強制することを主として禁じていた。<sup>(65)</sup>しかし七八条では「仰、群飲之類、積習為常、射的之輩、競來成党、然間、被奮爭論之萌芽、兼為鬪殺之根本元、云彼云是、不可不禁、宜仰有司、固加嚴制」つまり遊興が常習化して徒党を組み、これらが喧嘩鬪乱につながるので嚴禁するというものであり、一方的な饗応の強要よりも、広汎な層への遊興の広がり自体が問題となっている。関連して、④殺生禁断についても、平安期には狩獵に伴う饗応の強制が禁じられていたが、この新制では全国的な殺生禁断とともに京中寺社近辺において鷹鶴を飼うことの禁止(八七条)があるが、饗応については触れられない。<sup>(66)</sup>

また、悪僧の武家被官化や人身売買の禁止(七六・七七条)は、京都に限ったものではないが、前者は師主・武家とともに検非違使に取締りを命じており、後者は他の新制で京都に対して発せられている。

②獄の規律については、平安期から獄の改善が図られていたが、この新制でも「可令法家検非違使毎月檢察獄中非違事」(七四条)「可催勤獄囚米並官田地子事」(七五条)を定め、検非違使の下部や看督長の職務違背により罪と刑の軽重のバランスが取れず、軽犯の者が劣悪な獄の環境に置かれている状況について、後三条の「延久符」に従って検非違使が検めるべきこと、また獄の財源である獄囚米と官田地子を、後鳥羽の代始の「元曆符」に従って徴収すべきとする。<sup>(67)</sup>

③道路環境の保全と困窮者保護については、八一―八三条で、巷所禁止、京職による京中道橋管理と諸家の道路清掃の義務づけ、病者・孤児の路上遺棄禁止などを「三箇条嚴制」としている。

「一、可停止京中人領不居在家、好耕作道路企巷所事

一、可京中道橋、京職加監臨、諸家当路家主致洒掃事

一、可禁制棄病者、孤子於京中路辺事、

仰、已上、彈正加檢察、使庁糺非違、其中京職致道橋之修補、諸家勤当路之洒掃、加之、停止巷所耕作、禁制棄病者、

孤子、三箇条嚴制、一依保元符、其中於病者、孤子者、任式条、送施藥院及悲田、兼又下知施藥院、健令加療養、

これらの法も平安期からの踏襲であり、「式条」に基づいて病者・孤児を施藥院・悲田院に送るという規定から、京職や施藥院・悲田院がどの時期まで機能しているか議論されてきた。<sup>(68)</sup>一方で、都市環境をめぐる問題として、八一条の「領不居在家」で、人の住まない在家の占拠が加わったという変化がある。

## (2) 建曆から寛喜新制

保元・建久新制が、国家統治の法と朝廷の内部規律との二度に分かれたのに対し、建曆新制（二二二）以降は後者が中心になったとされる。<sup>(69)</sup>

建曆新制は順徳天皇の代始新制で二一ヶ条を数え、京都に関連するものは過差禁令（二〇〇—一〇六条）、僧侶の兵仗について「洛中洛外諸寺諸山」に嚴制を命じたもの（二〇八条）があり、利息制限についても、使庁による取締りを定めた建久新制を先例としている（二〇九条）。

京都の公共機能については、①治安維持として「群飲射的」禁止、③道路環境の管理と清掃、④殺生禁断についての法がある（一一〇・一一一条、一〇七条）。また「可停止京中媒輩事」という法があり（一二二条）、保立道久氏はこの法から、売春の斡旋をする中媒の「宅」、すなわち売春宿を検非違使が把握したと論じた。しかし、犯罪者の家宅を取り締まるのは他の犯罪でもみられ、また「和誘」という文言は次の嘉禄新制の人身売買禁止（二二二条）と同一である。新

制において人身売買を禁じる法は度々みられるが、中媒に関する法は建曆新制のこの一条のみであり、売春宿を継続的に把握していたとは考え難いため、一二二条も人身売買禁止の一環と考えたい。<sup>(70)</sup>

嘉祿新制(一二三五)は、全条文は不明であるが、全国を対象とした人身売買禁止と殺生禁断の法があり(一二三一・一二三七条、京都については、①治安維持の法として、「可令隣里輩救助強盜闖入事」では夜行役と同様に声を上げての相互の防衛を課し、「可停止博戲輩」では、博奕を喧嘩・鬭殺の原因とし「已准盜論」として使庁に取締りを命じる(一二三二条・一二三四条)。また私出挙の利息制限も使庁に取り締まらせている(一二三五条)。

寛喜新制(一二三二)は、前年以来の大飢饉を機として発せられた。五月に殿下評定で飢饉に対する徳政として、改元、賑給、救荒作物としての宿麥、折禱、穀物を食す馬の数を減らす、儉約の象徴として御膳を減らす、などと並んで、「今一町一兩人非無棄子」というように増加している捨子の保護が挙げられた。<sup>(71)</sup>その後、八月に新制として五十余条にのぼる条文が検討されたが、「新制事有御問答、五十余个条篇目、雖一事頗難被施行者歟」と、いずれも施行が困難であると悲観されていた。<sup>(72)</sup>この時期には「代々新制宣下事多不吉候」新制宣下の増加自体を不吉とみなす記述もあった。<sup>(73)</sup>

こうした検討を経て、十一月に発せられた四二ヶ条の新制では、京都における法として「可令興行恒例臨時公事違例事」など朝廷の公事・礼節の遵守(一五六―一五八条、一六〇条)、過差禁止(一六一―一七二条、一七三条)、朝廷官司の警護(一二五―一八一一条)、使庁の政を月三度行う(一八三条)などが定められた。朝廷官司の警護については、翌貞永元年、新制に基づいて大学寮の廟藏守護を検非違使が担う例などがあり、検非違使の職務が拡大することにもなったのではないだろうか。<sup>(74)</sup>

京都の公共機能に関するものは一八四条以下に列挙され、①治安維持について、住民による諸保夜行役の励行と、武士による京中強盜に対する取締りを定める(一八四条・一八五条)。「可令停止上下諸人宴飲過差並同里群飲博戲事」(一八八条)は、都市民の宴飲・群飲、それに伴う身分秩序の乱れや過差・博奕など、さまざまな治安悪化をまとめて禁じ

る。過差禁止の一七三条も宴に関するもので、新たに諸司諸衛、とりわけ檢非違使に任官した者に下部が過度な饗応を行ふのを禁じていた。上からの饗応の強制より下からの贈賄が問題視されたといえる。

② 獄制、③ 道路環境の保全と困窮者保護、⑤ 流動的な住民の把握については、いずれも建久Ⅱ令を踏襲して、獄の秩序回復と財源である獄囚米の確保（一八六・一八七条）、道路の管理と清掃、病者と孤児の遺棄禁止（一九〇・一九一条）、在家からの寄宿者の申告（一八九条）を定めている。また⑤に関連して、同年九月に「近日壞取小屋成薪売買事可停止之由、仰武士並使庁被札断云々」つまり家屋を壊して売ることが禁じられ、寿永元年の飢饉・還都直後と同様の政策がとられている。<sup>(75)</sup> 家屋の維持は混乱期の重要な問題であったといえる。

また「可興行賑給施米事」（二五九条）で、「有名無実」になっている賑給・施米の実施と財源の拡大を定めた。当該条は困窮者保護の法ではなく前述の朝廷の公事や礼節に関する法の並びに位置づけられているが、新制で賑給・施米について定めたのはこの寛喜新制のみであり、飢饉の影響が窺われる。この年の前半に、親王所始や季御読経結願において、雑人が饗に乱入して強奪する事件が起き、七月の最勝寺八講でも奉仕する公人が飢饉を理由として給付を求めるなど、救恤を求めて朝廷の公事で混乱が生じていた。<sup>(76)</sup> しかし寛喜新制以降も、翌貞永元年の東宮帯刀騎射や天福元年の松尾祭で、同様の事件が起きていた。<sup>(77)</sup>

### (3) 一二三〇年代以降の変化

一二三〇年代には、六波羅探題の様々な制度が整い、京都への簀屋の設置や管轄権の分割が定められた。<sup>(78)</sup> しかし京中群盗に対する懸念は続き、六波羅探題との齟齬も生じた。<sup>(79)</sup> 一方で「徳政事雖可有沙汰、末代事、有沙汰之時雖似先蹤、一切不可叶事等也之由被仰下云々」など、徳政そのものに対する不信任も吐露されていた。<sup>(80)</sup>

また、京都の商業に対する朝廷官司の賦課が目立ち始める時期でもあった。鎌倉期京都の商業賦課をめぐる史料とし

てきわめて有名なものが、仁治元年(一二四〇)、造酒司が酒麴役賦課の許可を朝廷に求めた史料で、内蔵寮・内膳司が市の魚鳥交易から、左右京職が京中保々から、装束司が市の芋売買からなど、同時期に朝廷官司が多様な商業賦課を行っている例を挙げている。<sup>(87)</sup> この史料については多くの研究があるが、近年の遠藤珠紀氏の研究によれば、官司とそれぞれの賦課とは未だ直接的・固定的な結びつきではなく、京職など、京都の統合的な支配に基づく賦課と、個々の品目を専門に扱う官司がその品目に対して行う賦課とが競合していたとする。<sup>(88)</sup>

室町期にかけて、このような京都に対する分権的な支配や賦課は拡大してゆくが、それらの経済活動の前提として、治安維持などの統合的な公共機能もまた重要になることに注意しなければならない。

こうした中で、公家新制は、寛元年間(一二四三―四六)後嵯峨天皇代始と、建長五年(一二五三)に新制が発せられた。京都に関する法は不明であるが、この間の宝治年間(一二四七―四九)は、六波羅探題に頼りつつも、検非違使の活動が充実した「使庁中興」と呼ばれる時期であり、これまでの新制にみられた夜行役や獄の巡検・軽犯囚の釈放などが重点的に実施されたほか、屋地の紛失状にも検非違使が証判するようになる。<sup>(89)</sup>

弘長元年(一二六一)の辛酉革命を機とする新制は、一部のみが判明しており、京都については、①治安維持として洛中における兵仗横行を禁じる法(二二五条)と、②獄囚米に官司の追加人件費であった要劇地子を宛てる法(二二六条)がある。同条では獄の財源が確保できない状況を「賑給之沙汰似廢」と述べ、寛喜新制で再興が図られた賑給がやはり難航していることが窺われる。また④殺生禁断は全国を対象としているが、京都について特に厳しく規制されている。

弘長三年(一二六三)の新制の四一ヶ条では、訴訟や任官の法が多く定められ、以降の先例となったことが注目されてきた。<sup>(84)</sup> 京都に関連する法としては、過差禁令(二六二―二六六条)と、都市の公共機能について、全国を対象とするものも含めて①治安維持、②獄制、また飢饉対策などがある(二六七―二七五条)。

①治安維持に関して、二つの法において、先例踏襲から実態を反映した変化を指摘することができる。一つは、二七三条「京畿諸社過差狼藉」で、道祖神、辻祭など雑多な民間のものまで含めた諸社の祭礼について、過差や飛礫などの乱暴を禁じたことである。祭礼については賀茂祭などにおける貴族や僧侶の過差を禁ずるものが多かったが、それ以上の騷擾につながる民間の祭礼が明確に対象となったといえる。

また一つは住宅の破却をめぐる、二七〇条の博奕禁止で「両方之隣家」まで同罪とし、また二七一条で犯科ありと称して他人の住宅をみだりに破却することを禁じ、破却した当人を禁獄し住宅は縁者に賠償させるように定めた。都市の治安を厳格化し、近隣まで家屋を単位として責任を問うた一方で、それによって根拠のない住宅破却が増えて問題化していること、武士のみならず、おそらく住民までもが破却を行ったことが推測される。この前年の弘長二年、鎌倉幕府追加法において、洛中屋地について没官領以外は武士ではなく検非違使が検断を行うことを定めているが、このような検断やそれに伴う紛争が多発する中で、権限分掌を明確にする必要があったと考えられる。<sup>(85)</sup> また文永六年（二二六九）に、地主から住民に対して地口の尺別に賦課した地子銭徴収の早期の例がみられるなど、検断得分のみならず家屋をめぐる諸権益への注目が強まっていたことが推測される。<sup>(86)</sup>

文永十年（二二七三）の新制は二五か条で、京都における法として、朝廷の公事や儀礼（三二〇―三二二条）、過差禁令（三二一―三二八条、三二三条）、使庁訴訟（三二一条）、宮城内への車馬乗入れの禁止（三二五条）などがある。都市の公共機能をめぐる法としては、①治安維持について、三二九条での京中堂舎の建立禁止、三三〇条で京中強盗に対する隣里の「誰何之勤」「救助之法」の励行、②獄制については、三二六条で毎月「獄中非違」を正すこと、③道路環境の保全については、道路の管理・清掃と、不在の家屋の占拠と道路の巷所化禁止が挙げられる。これらの法にはいずれも先例があるが、①の京中堂舎の建立禁止は、弘長三年新制の二七三条と合わせると、民間の祭礼や騷擾を重ねて抑制しようとしたものと考えられる。



また②獄制については、新制以外にも、文永四年の院評定において「使庁注申条々事、使庁雑務・可札行条々、市樓新造・獄舎修理以下細々数個条載之」と検非違使庁が申し入れている<sup>(87)</sup>。少しのちの時代になるが、検非違使別当を務めた吉田定房の『大理秘記』において、乾元二年(一三〇三)、「囚人沐浴、近年一向無沙汰、嗟峨樵夫濟彼薪之条、古来之役也、然而頗陵遲歟、下部乍請取之、有無沙汰事歟、向後語付上人、可致沙汰之由、明澄朝臣申之」<sup>(88)</sup>、つまり囚人の沐浴のために、嗟峨の樵夫に薪が賦課されていたといえよう。また、その実施に「上人」が関与していることから、獄の環境はさまざまな形で改善が図られていたといえよう。また、その実施に「上人」が関与していることから、賑給が次第に仏教的施行へと変化したのと同様、仏教的要素があつたと思われる。

#### (4) 鎌倉末期の新制と都市法

新制の翌文永十一年(一二七四)、後宇多天皇が踐祚し、弘安礼節の制定・公家訴訟の手続法の制定・院評定を徳政沙汰と雑訴沙汰に分離するなど、朝廷の訴訟制度が整備された。この時期以降、新制と訴訟法は別々に定められるようになり、新制は過差禁令や殺生禁断令が中心となつた<sup>(89)</sup>。

新制に実効性をもたせるため、弘安九年の徳政評定では、「衣裳事・資材雑具事・従類事・乗物事・舎屋事」にそれぞれ制符奉行が割り当てられた<sup>(90)</sup>。この規制について、衣裳・資材雑具・従類・乗物についてはこれまでの詳細な過差禁令の蓄積があり、また建暦年間には仮名書きの「けちうのしんせい」を発して貴族の家中まで周知徹底を図っていた前例があるが、「舎屋」自体の過差についての具体的な禁止事項は見当たらないため、具体的に何を規制したかは不明である。しかし、違犯に対する罪科として「月卿雲客」「地下諸大夫以下」「凡下輩」の区別があることから、「舎屋」については、これまでの新制で在家に対して定められた寄宿などの取り締まりである可能性がある。

一方で、新制の全文が残っていないこともあり、この時期の新制に都市法が含まれていたかは不明である<sup>(91)</sup>。しかし、

大覚寺統が都市・経済支配を重視したことは指摘されている。<sup>(92)</sup> 網野善彦氏は、後醍醐天皇を「異形の王権」と呼び、都市・経済をめぐる諸政策の独自性を強調したが、近年の研究により、造酒司から洛中酒屋への賦課や検非違使の人事などは、後宇多の政策を引き継いだ面があることが指摘された。<sup>(93)</sup>

また酒をめぐる法について、これまでは群飲・騒擾の禁止が主だったのに対し、弘安二年（二七九）の沽酒禁止（三四二条）は穀物の浪費が理由であった。<sup>(94)</sup> 飢饉対策として同じ理由で牛馬・鳥獸の飼育を禁じた法は従来もみられるが、沽酒禁令はさらに実効性のある抑制策といえるだろう。<sup>(95)</sup> その後、元徳二年（三三〇）五・六月、後醍醐天皇のもとで、飢饉により、洛中の米穀和市の介入が行われるとともに「米穀与酒醪交易之法之事」が定められており、酒と穀物供給とが関連づけられている。<sup>(96)</sup> 飢饉対策として、救恤から、より直接的な需給の統制へ向かったといえよう。

以上のように、鎌倉期の新制における都市法を網羅的に振り返り、連続と変化について検討した。

新制は、平安期の格式法の①治安維持の法、②獄の規律、③道路環境の清掃・保全と困窮者保護、④殺生禁断などの法を踏襲しており、寛喜の飢饉における徳政の検討で③にみられる捨子の保護が単独で挙げたように、これらの平安期以来の都市法は、単独でも徳政として位置づけられることがあった。

鎌倉期における新制の変化としては、①や④に含まれる法で、平安期には一方的な饗応の強要を規制していたものが、広汎な民間の遊興や祭礼を規制するものになった点が挙げられる。また、⑤不安定な居住の規制と掌握が新たな課題となったほか、③の道路環境の保全に在家の不法占拠が加わり、また①検断における住宅破却の増加とそれに伴う紛争の抑制など、多くの法で家屋に関する規定がみられた。また新制以外でも、寛喜の飢饉に際しては家屋を壊し売ることを禁じた。

鎌倉後期には、京都の商業に対する朝廷官司の賦課や地子銭など、分権的な都市支配がみられ始め、朝廷はこれらの

賦課に許認可を行うことで間接的に統制していた。そうした中で、家屋を壊し売ることを禁止する法や、六波羅探題との権限分掌における検非違使の京中屋地の管轄など、家屋に対しては、朝廷は特に直接的・統合的な支配を行うことがあつたといえよう。

以降の兩統迭立期においては、正応六年（一二九四）伏見天皇のもとで記録所庭中が設けられ雑訴沙汰が整備されるなど、訴訟制度が充実する一方、<sup>(97)</sup>訴訟法と分離した過差禁令中心の新制が何度か発せられたが、<sup>(98)</sup>いずれも全文は残つておらず、都市法も少ない。

建武新政ののち、北朝において再び徳政・新制の発布が試みられ、その中でこれらの新制が先例として挙げられた。南北朝期以降、建武新政や室町幕府の京都支配の諸政策が注目されてきた一方で、北朝の公家新制は、貞和二年（一三四六）の過差禁令を最後として姿を消した。しかし、この禁令の前後である康安・貞和年間、建武新政から観応の擾乱までの比較的安定した時期であり、徳政に向けた具体的な動きがみられ、その中には都市への政策も含まれていた。次節では、建武新政から観応擾乱までの徳政への動きに注目して検討したい。

## 第二節 南北朝内乱と都市支配

### (1) 「異形の王権」論と「陣中法条々」

後醍醐天皇については、都市や流通・経済の支配を重視したこと、また従来の家格や身分をめぐる先例に依らず、「悪党」と呼ばれるような人々をも登用したことが強調され、網野善彦氏は「異形の王権」と呼んでその特異性を強調した。<sup>(99)</sup>

網野氏は、後醍醐天皇が、流通や金融の担い手であつた神人を寺社権門の本所支配権から断ち切り、すべて天皇の御人として再編成しようとしたと論じ、その論拠として、元亨二年（一三三二）年に洛中酒鐘役賦課令・神人公事停止

令が発せられたと論ずる。洛中酒鑑役賦課令は、かつて仁治元年に実現しなかった造酒司から酒屋への賦課を後醍醐が元亨二年論旨で実現させたものであり、神人公事停止令は、正平一統後に南朝が洛中に対して示した「京中雑務事」における「一、可免除諸公事、任元亨例、一切停止之」の「元亨例」であるとした。<sup>(10)</sup>

後醍醐天皇の朝廷の秩序について、内裏における「俗人褻頭、異形事」や、商人の出入り、塵芥を捨てることなどを禁じた「於陣中可加制止条々」(『中世法制史料集六』六七六条―六八五条)を挙げ、笠松宏至氏は「天皇の保持する權威と清浄の原点ともいふべき内裏内部で、このような次元の低い禁制を必要とする事態」が生じたとし、網野氏は「こうした「異類異形の輩」「不思議」きわまる世界の中心は、後醍醐だったのであり、建武政権の異様さは、まさしく後醍醐その人の異様さによることはいうまでもない」と評した。<sup>(11)</sup>

しかしその後、後醍醐の諸政策は突出して特異なものではなく、前代からの政策との連続性があることも指摘された。渡邊歩氏は、洛中酒鑑役賦課令について、後宇多が正安四年(二三〇二)に造酒司に対し酒麴商売への課役を容認しており、親政を開始したばかりの元亨二年の論旨は、「先規に任せ」との文言が示すように後宇多の方針を踏襲したものであることを明らかにし、また神人公事停止令について、神社が本所として神人に課した所役は免除されていないことを示した。<sup>(12)</sup>

後醍醐政権の性格をめぐって、洛中酒鑑役賦課令の見直しについてはその後の研究でも首肯され、また前述のように大覚寺統が都市・経済支配を重視してきたことが論じられている一方、後醍醐の専制性を重視する研究もあり、また先例によらない人材登用や恣意的な所領配分により混乱や不満が生じた点も指摘されている。<sup>(13)</sup>

本稿は後醍醐政権の性格について論じるものではないが、この議論の一環として、笠松宏至氏によって「異形の王権」としての特異性、都市への開放性を示すものとして論じられた「於陣中可加制止条々」について、鎌倉期の公家新制や北朝の過差禁令など、前後の時期の都市法との連続性をふまえて検討したい。

この法では、「俗人褻頭、異形事」「笠着事」など顔を隠すこと、また「布小袖、小袴」「藺沓」「革鞆」などの服装、「商人出入事」「捨置塵現不浄事」を禁じる。「笠着」については、元亨四年に笠を着た法師が花園院の車の傍を通り過ぎ、それを咎めたことから紛争になる事件があり、路頭であつても貴人の前では無礼とされていた。<sup>(106)</sup> 服装規定については、「革鞆」以外はこれまでの過差禁令に含まれたことがなく、また奢侈とはいえない内容である。先行研究の論じる通り、この法は朝廷への身分の低い都市民の出入りがあつたことを示すものといえる。

一方で、鎌倉期の公家新制でも、皇城に車馬や雑畜を入れることを禁じていた。<sup>(107)</sup> また前節で述べたように、寛喜の飢饉以降、儀礼や仏神事の中で雑人が饗を奪う事件が頻発しており、身分の低い都市民の出入りは、後醍醐政権のみの問題ではなく、混乱期には起こっていた問題であつた。

また「異形」について、北朝も暦応三年(一三四〇)に「異形停止」を命じている。<sup>(108)</sup> 北朝で外記を務め、新制などの先例調査に度々携わつた中原氏も、「密々異形」で幾度か参詣を行ったと日記に記している。この「密々」という語を踏まえると、「異形」とは後醍醐天皇の無礼譁についてイメージされたような、異様な服装を誇示することとは限らず、ふさわしい服装ではないという程度まで広く含まれた可能性が高い。<sup>(109)</sup>

こうした前後の法に照らすと、この法は「異形の王権」と呼ばれるような突出した特異性を示すものとはいえない。同時に、この法が示したような都市への開放性は、鎌倉期の朝廷にもその後の北朝にもあつたといえる。この法では「商人出入事」が禁じられていたが、次項で述べるように北朝の康永元年(一三四二)の沽酒法制定においては、商人が文殿に召集された。<sup>(110)</sup> 項を改めて、観応の擾乱までの北朝の都市政策について見てゆきたい。

## (2) 康永・貞和期の徳政と都市法

建武三年(一三三三)、足利尊氏が北朝を推戴し、暦応元年(一三三八)に室町幕府を開いた。尊氏の諮問に対する答

申である「建武式目」には、都市機能に関するものがいくつか含まれており、混乱期の都市問題を反映している。<sup>(11)</sup>

第二条「可被制群飲佚遊事」では、新制の文言と同じ「群飲佚遊」という語を用いて、「如格条者」朝廷の格に基づき、女色や博奕、茶寄合や連歌会と称する賭けなど、具体例を挙げて遊興を禁じている。また第四条と第五条は家屋に関連したもので、私宅点定を禁じ、京中空地を本主に返して造作させることを定める。南朝方に従った公家を想定されており、謀反になるか否かは律に基づいて罰せられるべきであつて、いきなり家屋や土地を侵害されるべきではないとした。第六条では無尽銭・土倉の興行を掲げており、それらが「莫太之課役」を充て召されて機能不全を起しているとするもので、鎌倉末期に京都の金融業者への賦課が進められていたことが想起される。<sup>(12)</sup>

建武式目からは、これまでの飢饉や戦乱の時期と同じく京中の家屋の維持や、鎌倉後期から目立ち始めた都市賦課などが問題になっていたことが浮かび上がる。これらの問題は、室町幕府が京都を拠点とする中で恒常的なものになつてゆくが、この段階では、室町幕府は都市支配については公家法を根拠とすることとしていた。

北朝は、光厳上皇の院政という形をとり、観応の擾乱までは比較的安定していたとされる。<sup>(13)</sup> その中で、康永元年（一三四二）五月、関白一条経通が六か条の徳政意見状を提出し、七月に二条良基が外記中原氏に保元制符について問い合わせるなど、徳政・新制への準備が行われ始めた。<sup>(14)</sup>

鎌倉末期に公家新制から訴訟法が分かれたのち、北朝において、曆応雑訴法の制定など訴訟法は充実をみた一方、新制は姿を消し、過差禁令を定めた貞和二年宣旨のみが残ることが指摘されている。<sup>(15)</sup> しかし、康永元年の徳政意見状を皮切りに、訴訟法以外にも、多くの新制に含まれていた都市の公共機能に関する法や政策が進められており、徳政はこれらを含めたものと捉えるべきである。またこれらは、以下で検討するように、形骸化したものではなく、現実的な実施を見据えたものであつたと推測できる。

まず、徳政意見状が提出された約一か月後の六月二日、東悲田院が立柱された。<sup>(16)</sup> 平安期の格条から鎌倉期の公家新制

まで、路上に遺棄された子供や病人は悲田院・施薬院に送るとする法は、それ自体が徳政でもあった。悲田院は、『後深草院崩御記』にみられるように、仏事における施行の対象となっており、『法曹至要抄』禁制条「出棄病人小兒等事」で述べられるように、救恤の機能は不十分であったものの、中世を通して焼亡と再建が繰り返されていた。<sup>(117)</sup>この時期の再建は徳政の一環とみることができ、貞和三年(二三四七)に焼亡したという記事があることから、ここで立柱された悲田院が一度は再建に漕ぎつけていたといえる。<sup>(118)</sup>

また同じく康永元年七月、文殿において、沽価法について審議が行われている。平安期から院政期にみられる沽価法に、善政・徳政としての意味があったことは保立道久氏によって指摘されている。『統神皇正統記』では暦応改元(一三三八)に関して、「記録所法度をさだめ置れ、沽価の直法なども遵行せられはべり」と記されており、改元や訴訟制度の整備と並んで、沽価法も徳政として位置づけられている。

この沽価法は幕府からの申し入れを受けたものであり、二日、四日、六日、八日、一七日、二十日と続けて審議された。外記中原氏は、一七日と二三日に重ねて先例を問われ、二三日には弘安年間の沽価法の例を示している。二四日に御前において評定がなされた。興味深いのは、二日に「諸商人参集云々」、六日に「今日以召次未参商人被召文殿、明後日可参云々」とあり、審議の場に当事者である商人を召していたことである。宝治元年にも、「非九市之商人者、難知其美」と、商人の知見がなければ沽価法を定めることは難しいとされていた。<sup>(119)</sup>この商人らがどのように選ばれたのかは不明であるが、沽価法制定にあたって「参集」と呼ばれるほど多数の商人から聞き取りをしたとすれば、この法はきわめて実情に即したものだといえるだろう。<sup>(120)</sup>

その後、断続的ながら、外記中原氏のもとには、鎌倉期の新制や洛中殺生禁断令、特に最も近い光厳天皇期の正慶新制(二三三三年)について、先例として調査が求められた。<sup>(121)</sup>また貞和四年(二三四八)十二月、武家が年始の服装を問い合わせたのに対し、朝廷は正慶新制に従うよう返答しており、先例として機能していたことが窺われる。<sup>(122)</sup>また、貞和元

年(一三四五)七月には、彗星出現に際し、文永年間以降の天変への対処の先例調査が行われ、種々の祈禱や徳政興行が挙げられた。<sup>(12)</sup>

以上のように、本節では、室町幕府成立後まもない康永・貞和期における、北朝の徳政興行に注目し、公家新制の先例が繰り返し調査されたこと、また悲田院再建や活佛法制定など、都市の公共機能に関する法や機関についての取り組みがあり、活佛法が審議されたときは文殿に商人が参集するなど、現実を反映するものであったことを示した。

こうした中で、貞和二年十二月二日に過差停止の宣旨が発せられた。<sup>(13)</sup>この宣旨は一か条にとどまり、またこれ以降、公家新制は姿を消すが、この発布の形式をめぐって、正慶をはじめ様々な新制を先例とした検討が盛んに行われていたことから、この時点で新制の意義が廃れていたとはいえない。

しかし、まもなく観応の擾乱が起き、京都は戦乱に見舞われる。北朝・室町幕府が何度か京都から逃れた一方、南朝は諸課役免除など、京都の安寧を保証する政策を掲げて還京をうかがった。こうして長引いた戦乱ののち、室町幕府が京都支配を担ったが、この変動の中で、京都の公共機能の法のゆくえについて次章では論じたい。

- (60) 楠木謙周『日本古代の首都と公共性』序章(瑞書房、二〇一四)
- (61) 水戸部正男『公家新制の研究』(創文社、一九六一)
- (62) 佐藤進一他編『中世法制史料集六 公家法・公家家法・寺社法』(岩波書店、二〇〇五)
- (63) 五味文彦『洛中散在の輩』(『はるかなる中世』五、一九八二)
- (64) 大村拓生『中世京都首都論』(吉川弘文館、二〇〇六)
- (65) 『類聚三代格』巻一九
- (66) 『政事要略』札弾雑事、大同三年九月二三日・十一月二日など
- (67) 『仰、已上、下部阿答、看督撃目、然間、或雖輕犯、猶苦嚴刑、或雖重科、亦休散禁、宜仰法曹廷尉、任延久符、令檢校安置罪人合法否事、兼亦獄囚米、官田地子、任元曆符、儘令遵行』
- (68) 網野善彦『古代・中世の悲田院をめぐって』(『網野善彦著作集十三、中世都市論』二〇〇七、初出一九八五)



- (69) 五味文彦『鎌倉時代論』(吉川弘文館、二〇二〇)では、建暦新制には前者もあつたと推定される。
- (70) 保立道久「中媒・仲人―都市売春の発生」(高橋康夫他編『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇)
- (71) 『民経記』寛喜三年五月三日条
- (72) 『民経記』寛喜三年八月二九日条
- (73) 『明月記』寛喜二年四月一九日条
- (74) 『民経記』貞永元年三月一九日、二日条
- (75) 『百鍊抄』寿永元年一〇月二日条
- (76) 『民経記』寛喜三年四月二五日条、同年六月二日条、同年七月二日条
- (77) 『民経記』貞永元年五月二八日条、天福元年四月十日条
- (78) 佐藤進一他編『中世法制史料集―鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五)追加法七〇条、一一三条、一一七条、『吾妻鏡』暦仁元年(一一三八)六月十九日条、仁治元年(一一四〇)二月二十九日条、延応元年(一一四九)四月二三日条など。高橋慎一朗『中世の都市と武士』(吉川弘文館、一九九六)
- (79) 『葉黄記』寛元四年十月二三日条
- (80) 『民経記』天福元年五月四日条
- (81) 『平戸記』仁治元年(一一四〇)閏十月十七日条
- (82) 遠藤珠紀『造酒司酒麴役の成立過程』『鎌倉遺文研究』三六、二〇一五
- (83) 『葉黄記』宝治元年七月七日条、同二年七月三日条、二九日条、八月八日条、九月二九日条、『吉口伝』嘉元三年二月六日条、橋本初子「中世の検非違使庁関係文書について」(『古文書研究』一六、一九八一)、大村拓生『中世京都首都論』(吉川弘文館、二〇〇六)、丹生谷哲一『増補 検非違使』(平凡社ライブラリー、二〇〇八)
- (84) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)
- (85) 『中世法制史料集―鎌倉幕府法』追加法四一五条
- (86) 『鎌倉遺文』一〇四二九、馬田綾子「洛中の土地支配と地口銭」(『史林』六六、四、一九七七)
- (87) 『民経記』文永四年一月六日条
- (88) 名古屋大学大学院中世社会史ゼミ「史料紹介 西尾市岩瀬文庫所蔵『大理秘記』」(『年報中世史研究』二三・二四、一九九八・一九九九)乾元二年正月二十日条
- (89) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)

- (90) 『勘仲記』弘安九年二月二四日条
- (91) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)、『勘仲記』弘安九年十二月三日・四日条
- (92) 早島大祐『室町幕府論』(講談社選書メチエ、二〇一〇)
- (93) 渡邊歩「後醍醐親政初期の洛中酒鐘役賦課令をめぐって」、『アジア文化史研究』九、二〇〇九)、中井裕子「檢非違使別当の人事からみる鎌倉後期の朝廷」、『日本史研究』五二八、二〇〇六) など
- (94) 『勘仲記』弘安二年八月十日条
- (95) 『民経記』貞永元年二月二六日条
- (96) 『中世法制史料集六』公家法・公家家法・寺社法』五七〇―五七二条
- (97) 『勘仲記』正応六年六月一日条
- (98) 『園太暦』貞和二年十二月二九日条、『師守記』康永元年五月九日条
- (99) 網野善彦「異形の王権」、『網野善彦著作集六』転換期としての鎌倉末・南北朝』岩波書店、二〇〇七、初出一九八六)
- (100) 網野善彦「元亨の神人公事停止令について」、『網野善彦著作集十三』中世都市論』二〇〇七、初出一九七七)、「造酒司酒麴役の成立―室町幕府酒屋役の前提」(同、初出一九七八)
- (101) 笠松宏至「新しい世への鼓動」、『週刊朝日百科日本の歴史五』中世II―十二 後醍醐と尊氏』朝日新聞社、一九八六年)、網野善彦「異形の王権」(『網野善彦著作集六』転換期としての鎌倉末・南北朝期』岩波書店、初出一九八六年)
- (102) 渡邊歩「後醍醐親政初期の洛中酒鐘役賦課令をめぐって」、『アジア文化史研究』九、二〇〇九)、「後醍醐親政初期の神人公事停止令」(『アジア文化史研究』十一、二〇一〇)。
- (103) 遠藤珠紀「造酒司酒麴役の成立過程」、『鎌倉遺文研究』三六、二〇一五
- (104) 桃崎有一郎「建武政権論」、『岩波講座日本歴史七』中世II(岩波書店、二〇一四)
- (105) 山田徹『南北朝内乱と京都』(吉川弘文館、二〇一三)
- (106) 『花園天皇宸記』元亨四年六月一六日条
- (107) 『中世法制史料集六』八六条、三二五条など
- (108) 『師守記』暦応三年(二三四〇)二月三十日条
- (109) 『師守記』延文元年(二三五六)三月一三日条など
- (110) 『師守記』康永元年七月二日、六日条
- (111) 佐藤進一他編『中世法制史料集二』室町幕府法』(岩波書店、初出一九五七)

- (112) 下坂守『京を支配する山法師たち』(吉川弘文館、二〇一〇)、同『大津神人と山門衆徒』(衆徒の金融と神人の金融)〔中世寺院社会と民衆〕思文閣出版、二〇一四)、同『中世土倉論』(中世寺院社会の研究)思文閣出版、二〇〇二)など。正和二年(一一三三)には京都の日吉神人だ  
けでなく土倉全般に対して「土倉課役 神人沙汰二十一万疋、斤沙汰五万五千疋」と多額の賦課が行われた。
- (113) 山田徹『南北朝内乱と京都』(吉川弘文館、二〇一一)
- (114) 『光明院宸記』康永元年(一一三二)五月八日条
- (115) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)。また北朝の政務や裁判制度については、森茂暁『増補改訂 南北朝期公武関係史の研究』(思文閣出版、二〇〇八)
- (116) 『師守記』康永元年六月二日条
- (117) 網野善彦『古代・中世の悲田院をめぐって』(網野善彦著作集十三 中世都市論)二〇〇七、初出一九八五)、『中世法制史料集六』(法曹至要抄)七六条
- (118) 『師守記』貞和三年(一一三七)十月三日条
- (119) 『葉黄記』宝治元年三月十一日条
- (120) 『師守記』康永元年七月二日、四日、六日、八日、一七日、二十日、二三日、二四日条
- (121) 『師守記』康永三年一月二四日条(正慶制符)、同年六月二四日条(洛中六斎日殺生禁断)、貞和元年七月六日条(天変対策先例)、貞和三年正月十二日条(正和制符)貞和三年二月一日(正慶制符)など
- (122) 『園太暦』貞和四年(一一三二)二日条
- (123) 『師守記』貞和元年七月六日条。さまざまな対策が挙げられた一方で、赦については「如赦令不可有其実」として候補から外されていた。筆者は赦免をめぐる前稿において、改元詔書には赦令と賑給の文言が並ぶのが常であったが、文明改元において一条兼良が「実際に釈放することができないならば改元詔書に赦を記載すべきではない」(『糠粕記』応仁三年四月十七日条、『大日本史料』八編二)としたことを指摘したが、この貞和元年も同じく、実際に釈放できなければ赦が成立しないとされている。
- (124) 『中世法制史料集』六、七二七条、『師守記』『園太暦』貞和二年十二月二日条